

火入れを行うときは申請が必要です（お願い）

「火入れ」とは、森林または森林に接近している周囲 1 km の範囲内にある原野・田畑・荒廃地などで、その土地にある立木竹・雑草・堆積物などを面的に焼却する行為のことをいいます。火入れを行う場合は、森林法による事前の申請（役場農林振興課）や、消防署への届出が必要です。

詳しくは農林振興課（TEL 77-0100）へお問い合わせください。

◆火入れが許可できるもの（森林法第 21 条）

- ①造林のための地ごしらえ
- ②開墾準備 ③害虫駆除
- ④焼畑 ⑤採草地の改良

※これらの目的以外の火入れは許可されません

◆注意事項

・火入れ責任者は火災の発生防止のため、宮崎市火災予防条例（綾町にも適用されます）を遵守し、現場で直接、火入れから消火までの指揮監督にあってください。その際は「火入れ許可証」携帯が必要です。

※その他の注意事項等については農林振興課までお問い合わせください。

◆必要な申請・届け出

- ① 火入れ許可申請書（7 日前まで）

申請先⇒役場 農林振興課

- ② 火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書

（3 日前まで）⇒役場 町民課

※（1 日前まで）⇒宮崎市北消防署西部出張所

【注意】違反した者は罰則規定が設けられています。森林法第 205 条

（20 万円以下の罰金（保安林の場合は 30 万円以下。））

